令和８年１０月２２日
岡 山 市 教 育 委 員 会

令和８年度岡山市職員採用選考試験受験案内

【社会人経験者（司書）】

岡山市教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課
〒700-8544　岡山市北区大供一丁目１番１号
TEL (086) 803-1571（直通）

受　付　期　間	令和 8 年 10 月 22 日（木）～　11 月 17 日（火）
申　込　方　法	電子申請
第 1 次試験日	令和 8 年 12 月 6 日（日）

この試験では、社会人経験で培われた専門的知識や技術、柔軟な発想力、豊かなコミュニケーション力、調整力、サービス意識、コスト意識を有し、それらを岡山市教育行政に活かしたいという意欲のある人材を求めています。

〔 注意事項 〕

自然災害や感染症をめぐる状況等により、試験日程等を変更する場合があります。
受験案内に記載されている内容が変更となる場合は、教育企画総務課のホームページ等でお知らせします。

1　試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職　務　内　容
司書（M）	若干名	図書館又は学校における司書業務等

2　受験資格

(1)　受験資格（年齢・資格等）

試験区分	受験資格（年齢・資格等）	
司書（M）	昭和 40 年 4 月 2 日から平成 13 年 4 月 1 日までに生まれた人（学歴は問いません。）	司書の資格を取得後、試験区分に関する職務経験（(2)参照）が、直近 5 年（令和 3 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで）中に 3 年以上ある人 ※職務経験については 8～9 ページ「受験資格等に関するＱ＆Ａ」参照

(2)　職務経験について

・週 30 時間以上の勤務を直近 5 年中に 2 年以上継続して就業した期間のうち、図書館、民間企業等における図書に関わる職務経験が該当します。正社員、派遣社員、契約社員、パート、アルバイト、自家営業者、公務員、団体職員等の雇用形態は問いません。

・直近 5 年中に 2 年以上継続して就業した期間ごとに 1 か月以上の職務経験がある場合には、それらを通算することができます。

・1 か月未満の日数は、30 日を 1 か月として換算します。

≪職務経験の期間から除かれる期間について≫

勤務時間が週 30 時間未満の期間や、長期の休業等の期間があれば、職務経験の期間から除きます。休業等については、育児休業、介護休業、傷病休暇等で実際に従事しなかった期間が 1 か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を除きます（産前産後休業の期間は通算できます。）。この場合、当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます（つまり、休業等の期間分を差し引きます。）。なお、休業等の期間を除いた結果、就業期間が 2 年未満となった職務経験については通算できません。

(3)　次のいずれにも該当しない人

① 地方公務員法第 16 条の規定により、地方公務員となることができない人

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ　岡山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

② 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告(心神耗弱を原因とするもの以外)を受けている人

〔外国籍の受験希望者の皆さんへ 〕

≫ 採用にあたって、在留資格において就労等が制限されている人は採用されません。

≫ 採用後の任用にあたって、「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次の＜任用できない業務等＞以外の業務に就くことになります。

＜任用できない業務等＞

・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
・市民に対して強制力をもって執行する業務
・その他公権力の行使に該当する業務
・公の意思の形成に参画する職

≫ 採用後の昇任については、＜任用できない業務等＞以外のポストであれば、能力に応じて昇任することができます。

〔 重要 〕

受験資格で定める免許・資格等を取得している人は取得が確認できる証明書類を、第2次試験の際に提出していただきます。

3 試験及び合格者発表の日時・場所

試験段階	日　　時	場　　所	備　　考
第1次試験	令和8年12月6日（日） 受付時間 午前9時～9時20分 終了時間 午後1時45分頃（予定）	岡山市役所本庁舎 15階大会議室 （岡山市北区大供1-1-1）	各会場における試験場は受験票に記載して通知します。
第1次試験 合格者発表	令和8年12月25日（金） 午前9時30分（予定）	岡山市役所本庁舎公告式掲示場、教育企画総務課ホームページ	試験結果の郵便による通知は行いません。
第2次試験	令和9年1月中旬～下旬	日時及び場所は、教育企画総務課ホームページでお知らせします。	
最終合格者発表	令和9年2月上旬～2月中旬	岡山市役所本庁舎公告式掲示場、教育企画総務課ホームページ	合格者のみに郵便で通知します。

〔 重要 〕

第1次試験の日時や場所の詳細は受験票で指定しますので、必ず確認してください。

4　試験の方法・内容等

試験の方法・配点			試験の内容
第 1 次試験 （200 点）	教養試験 （100 点）	択一式 （120 分）	公務員として必要な一般的な知識、知能及び教養について
	専門試験 （100 点）	記述式 （90 分）	司書として職務遂行に必要な専門的知識等について
第 2 次試験 （400 点）	口述試験 （400 点）	個別面接	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

5　合格者の決定

試験段階	決　定　方　法
第 1 次試験	第 1 次試験の結果により決定します。
第 2 次試験	第 2 次試験の結果により決定します。第 1 次試験の結果は反映しません。

〔 重要 〕

≫　各試験段階におけるそれぞれの試験科目において一定基準に達しないものがある場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。

≫　試験を棄権した人（試験の一部でも受験していない人）は、辞退したものとみなします。

※　この採用選考試験の各試験段階で合格されなかった場合は、当該試験段階における本人の成績（順位と得点）についての開示を請求することができます。ただし、試験を棄権した人（試験の一部でも受験していない人）には成績を開示することはできません。また、合格者の成績は開示できません。

受験者本人が、本人であることを証明する書類（マイナンバーカードなど）を持って、開庁時間中に直接教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課へ来て開示を請求してください。請求は各試験の合格者発表を行った日からできます。請求できる期間は合格者発表の日の翌日から起算して 30 日目までです。ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日までとなります。

６　第１次試験受験にあたっての注意事項

(1)　服装は軽装での受験を認めています。また、試験場によっては室温調整ができない場合があります。室温に合わせて調節ができる服装で受験してください。
(2)　試験当日は、写真を貼った申込書と写真を貼った受験票、筆記用具（ＨＢの鉛筆又はシャープペンシル（ボールペンと一体になっていないもの)、消しゴム）を持参してください。
(3)　試験場には時計のない場合もありますので、時計（腕時計型端末等は使用できません。また、時計は音が鳴らない設定にしてください。）を持参してください。
(4)　全ての試験（休憩時間含む。）が終了するまで、通信機器（スマートフォン・携帯電話・腕時計型端末等）は電源を切っていただくため一切使用できません。
(5)　全ての試験（休憩時間含む。）が終了するまで、会場から出ることができません。水分補給が必要な方は、お茶などを持参してください。
(6)　会場敷地内の下見はできません。また、直接会場に問い合わせることはご遠慮ください。
(7)　試験当日は、会場及びその付近には受験者及び受験者送迎等の自動車は駐停車できません。
(8)　試験実施に関し、緊急にお知らせする事項がある場合は、教育企画総務課のホームページに掲載します。

〔 重要 〕

身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な人（例：車椅子や補聴器などの福祉用具等を使用する人など）は、試験会場等の準備に必要なため、電子申請の該当欄にその旨を、事情を含めて入力してください。

７　合格から採用まで

(1)　最終合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、令和 9 年 4 月 1 日以降必要に応じて採用されます。この名簿は、確定の日から 1 年間有効です。
※　採用時の職については、主任級（職歴及び学歴により主事級）での採用となります。
(2)　合格者発表後、受験資格がないこと又は申込内容が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
(3)　最終合格発表後、職務経験期間等の確認のため、職歴証明書等の証明書類を提出していただきます。
(4)　令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」に基づき、教員等又は教育保育等従事者としての業務に従事するに当たっては、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となり、確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合は、当該業務に従事させないこと等の措置を講じます。なお、採用までに特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用しないことがあります。このため、あらかじめ、採用までの過程において、申込書や誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。8 ページの「よくある質問（Ｑ＆Ａ)」のＱ４も参照してください。
(5)　地方公務員法第 22 条の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後 6 か月間を良好な成績で勤務したときに正式のものとなります。

８　給与

初任給は、採用者の経歴等を勘案して決定されます。大学卒業直後に民間企業等で正社員として一定期間勤務し、その後に採用された場合、初任給（地域手当を含む）は、令和８年４月１日現在で次のとおりです。このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当（4.65か月）等が支給されます。ただし、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。

民間企業等における勤務期間	初任給（地域手当を含む。）
民間企業等 13 年（採用時 35 歳主任級）	約 335,100 円
民間企業等 18 年（採用時 40 歳主任級）	約 358,900 円

９　受験申込手続

申　込　期　限	令和８年 11 月 17 日（火）
申　込　方　法	**電子申請** 電子メールアドレスとA4 サイズ対応のプリンターを利用できる環境が必要です。教育企画総務課の受験申込みのホームページから手続方法等を確認のうえ、「岡山市電子申請サービス」から申し込んでください。
第１次試験の持参物及び試験場の指定	第１次試験日に申込書及び受験票を試験場に持参してください。 ※申込書又は写真を忘れた場合は、受験できません。 各会場における試験場は、交付する受験票で指定しますので、受験票を印刷したら必ず試験場を確認してください。指定された試験場以外では受験できません。
特　記　事　項	・登録したメールアドレスは、受験のために必要な連絡を行う際に使用します。受験期間中に変更予定のないメールアドレスを登録してください。メールアドレスの登録誤りやメールシステムの設定不備、各受験者の通信障害等により受験ができなかった場合、本市では一切責任を負いません。 ・電子申請は、システム管理等のため、一時的に使用できない場合がありますので、余裕をもって手続を行ってください。使用されるパソコン等のトラブルにより申込みができなかった場合については、一切責任を負いません。

〔 **注意** 〕

・受験資格が確認できない申込みについては、受け付けることができませんのでご注意ください。

・「岡山市電子申請サービス」の利用者登録だけでは、受験申込みは完了していません。利用者登録後に、申込内容（学歴ほか）を入力・送信し、**必ず「申込完了通知」メールの受信を確認**してください。

〔 **重要** 〕

≫ 受験申込みで取得した個人情報は、岡山市教育委員会が実施する試験にのみ使用します。ただし、受験に際して取得した最終合格者の個人情報については、岡山市教育委員会における採用手続き及び人事管理上の基礎資料として使用します。また、採用までの間、岡山市教育委員会から連絡をする際にも使用します。

≫ 試験の過程で提出された書類等については、返却しませんのでご了承ください。

１０　その他

岡山市では、採用活動の過程において生じ得る、求職者等に対するセクシュアルハラスメント等の防止に取り組んでいます。岡山市の採用活動において、職員から性的な言動等を受けた場合には、相談窓口（ハラスメント相談窓口、採用試験等実施担当課、人事担当課）までご連絡ください。その他の詳細についてはホームページをご確認ください。

【ハラスメント相談窓口】
（電話）086-803-1064　　（mail）harassment@city.okayama.jp
【ホームページ】
（URL）https://www.city.okayama.jp/shisei/0000085845.html

（Ｑ＆Ａ）よくある質問

Ｑ１　電子申請ができる環境がありません。

⇒Ａ１　申込手続はご自身のパソコンでなくても構いません。学校のパソコンなど、インターネット環境が整っていれば申込みは可能です。また、プリンターを個人で所有していない場合は、コンビニエンスストアなどプリントサービスが利用できる施設で印刷してください。

電子申請による申込みができない方は、郵送による申込みができます。申込書の入手方法をお知らせしますので、10 月 29 日（木）午後 5 時までに教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課へ電話でお問い合わせください。指定した期日までにお問い合わせがない場合、郵送による申込みができないことがあります。

＜問い合わせ先＞

岡山市教育委員会事務局教育総務部教育企画総務課　ＴＥＬ：０８６－８０３－１５７１

Ｑ２　電子申請での申込みが完了しているか不安です。

⇒Ａ２　岡山市電子申請サービスの［申込内容照会］の［処理状況］で確認できます。操作方法については、ヘルプを参照ください。なお、申込みが完了した際には、登録したメールアドレスに「申込完了通知」メールが送信されます。

Ｑ３　電子申請で申込みをしました。受験票はいつ届きますか。

⇒Ａ３　岡山市電子申請サービスに登録されたメールアドレス宛に、11 月 27 日（金）までに「申込書及び受験票交付のお知らせ」メールを送信しますので、内容をご確認ください。

Ｑ４ 5 ページの「７ 合格から採用まで」(4)の教員等又は教育保育等従事者とはどんな人ですか。 また、犯罪事実確認とは何ですか。

⇒Ａ４　令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」第２条第４項及び第６項に掲げる者のことで、具体的には、学校司書です（岡山市立図書館司書も一部の業務で該当となる可能性があります。）。これらの業務に従事するに当たっては、同法第４条第１項の犯罪事実確認が必要となり、従事者から国に対して戸籍等の提出を行う必要があります。同法の詳細についてはこども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。
(https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou)

受験資格等に関するＱ＆Ａ

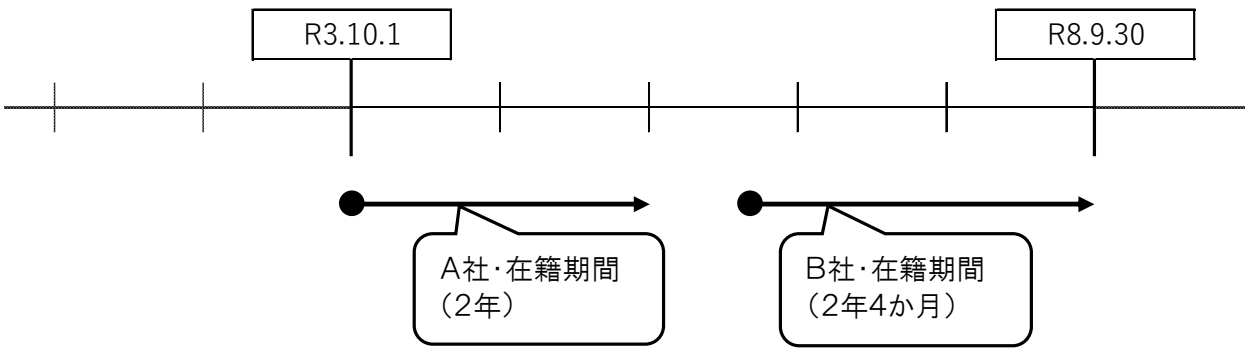
Ｑ１　「直近 5 年中 3 年以上の職務経験」とは、どのような場合が該当するのですか。

⇒Ａ１　認められるケース、認められないケースの例をあげると、次のとおりです。

【例１】認められるケース

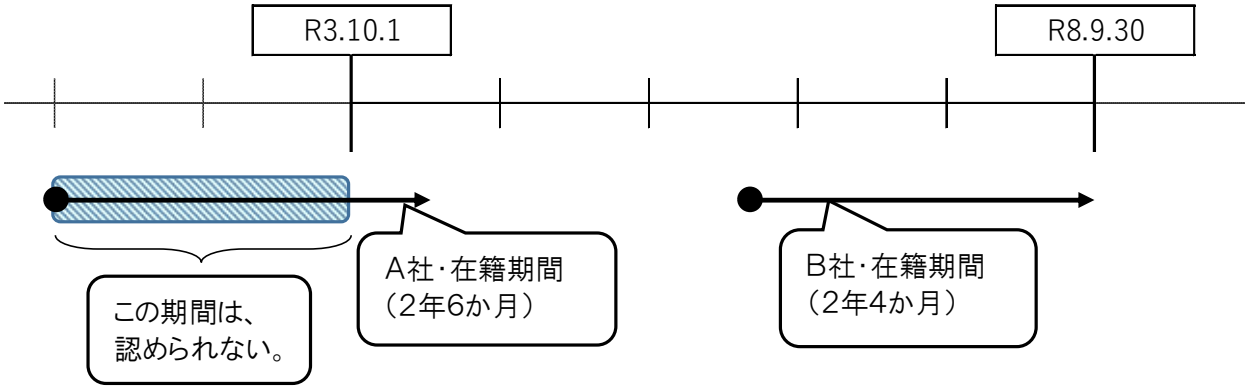
下図のように、直近 5 年中の勤務状況が、Ａ社で在籍期間が 2 年、Ｂ社で在籍期間が 2 年 4 か月であった場合、職務経験はそれらの期間を通算して 4 年 4 か月となるので、「3 年以上」という要件を満たします。ただし、勤務時間が週 30 時間未満の期間や、長期の休業・休暇の期間があれば、職務経験の期間から除きます。（Ｑ３参照）

なお、勤続 2 年未満の勤務経験の期間は、職務経験の期間として通算できません。



【例２】認められないケース

下図のように、これまでの勤務状況が、Ａ社で在籍期間が２年６か月（うち直近５年中の期間は６か月）、Ｂ社で在籍期間が２年４か月であった場合、直近５年中の職務経験年数は２年10か月となり、「3年以上」という要件を満たしません。



Ｑ２　契約社員や派遣社員の職務経験は通算できますか。

⇒Ａ２　契約先や派遣先として同じ事業所等に継続して２年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。ただし、契約先や派遣先の事業所ごとの勤務期間が２年未満である場合は、実働期間が継続していたとしても職務経験には含めることができません。
また、前の会社に籍を置いたままの出向であったことが証明できる場合は、出向前後の会社での職務期間を通算できますが、退職派遣・転籍等の場合は、通算できません。

Ｑ３　職務経験の期間から除かれる期間には、どういうものがありますか。

⇒Ａ３　休業等（傷病休暇、出勤停止等）で実際に業務に従事しなかった期間が１か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を除きます（産前産後休業の期間は通算できます。）。この場合、当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます（つまり、休業等の期間分を差し引きます。）。

Ｑ４　勤務していた会社が倒産して、最終合格後に職歴証明書が提出できない場合、どうすればいいですか。

⇒Ａ４　勤務していた会社が倒産してしまった等のやむを得ない理由で、職歴証明書が提出できない場合には、雇用時の契約書類や雇用保険受給資格証明書等、職歴が証明できる書類を提出していただきます。

Ｑ５　職務経験には、具体的にどのような経験が該当するのですか。

⇒Ａ５　読書活動推進のための各種主催事業の企画、立案と実施、図書館資料についてのレファレンスサービス、読書案内、自動車文庫による巡回等の館外奉仕活動の展開などが該当します。